

北九州市博物館登録規則をここに公布する。

平成27年 月 日

北九州市教育委員会

委員長 古城 和 子

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市博物館登録規則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録原簿)

第2条 法第10条の博物館登録原簿は、博物館登録原簿（第1号様式）によるものとする。

(登録の申請)

第3条 法第11条の規定による登録の申請は、博物館登録申請書（第2号様式）により行うものとする。

2 法第11条第2項各号に掲げる書類のうち、博物館資料の目録は、博物館資料目録（第3号様式）によるものとする。

(登録要件の審査)

第4条 教育委員会は、法第11条の規定による登録の申請があったときは、博物館登録申請書及び添付書類並びに実地調査等に基づき、法第12条の規定による審査を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による登録の審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者又は専門機関の意見を聴くものとする。

(登録事項等の変更)

第5条 法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項（添付書類）変更届（第4号様式）により行うものとする。

(博物館の廃止)

第6条 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、博物館廃止届（第5号様式）により行うものとする。

(登録等の告示)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに告示するものとする。

(1) 法第12条の規定による登録をしたとき。

(2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。

(3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。

(4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。